

令和5年度 甲府市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率審査及び同法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率審査で、甲府市監査基準に準拠して審査を実施した。

2 審査の対象

(1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 次の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

甲府市地方卸売市場事業会計

甲府市病院事業会計

甲府市下水道事業会計

甲府市水道事業会計

甲府市簡易水道等事業会計

甲府市農業集落排水事業特別会計

甲府市浄化槽事業特別会計

3 審査の着眼点

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された健全化判断比率及び資金不足比率について、算定の基礎となる書類を検証し、指標値の正確性、正当性、適切性を審査する。

4 審査の方法

審査に付された各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、関係職員から説明を聴取し、算定過程及び算定要素の正否確認等、適正に作成されているかを主眼として審査した。

5 審査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

本庁舎監査室

(2) 日程

令和6年7月18日から令和6年8月2日まで

6 審査の結果

審査に付された以下の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に基づき適正に作成されているものと認められた。その概要及び意見は、次のとおりである。

(1) 健全化判断比率の状況

(単位：％)

区 分	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.33	20.00
連結実質赤字比率	—	16.33	30.00
実質公債費比率	8.3	25.0	35.0
将来負担比率	15.6	350.0	

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額が生じていないため算定されない。

実質公債費比率、将来負担比率については、早期健全化基準を下回っている。

なお、各指標の詳細は、次のとおりである。

○ 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A－B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実質収支額 E (C－D)
一般会計	87,470,838	85,286,927	2,183,911	426,127	1,757,784
住宅新築資金等貸 付事業特別会計	32,688	32,688	0	0	0
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業特別 会計	47,417	24,313	23,104	0	23,104
合 計	87,550,943	85,343,928	2,207,015	426,127	1,780,888

(単位：千円)

イ	標準財政規模	45,588,838
	うち臨時財政対策債発行可能額	1,064,578

(単位：%)

ウ	実質赤字比率	—
---	--------	---

注：実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{実質赤字比率 ウ} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 アのE欄の合計}}{\text{標準財政規模 イ}}$$

○ 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分		金 額	備 考
ア	一般会計等に係る実質収支額	1,780,888	
イ	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計に係る実質収支額(①～④)	1,107,633	
	① 国民健康保険事業特別会計	233,580	
	② 交通災害共済事業特別会計	0	
	③ 介護保険事業特別会計	868,829	
	④ 後期高齢者医療事業特別会計	5,224	
ウ	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る資金不足額又は資金剰余额(⑤～⑪)	9,586,556	
	⑤ 水道事業会計	5,756,605	
	⑥ 病院事業会計	401,460	
	⑦ 地方卸売市場事業会計	212,478	
	⑧ 下水道事業会計	3,187,434	
	⑨ 簡易水道等事業会計	28,579	
	⑩ 農業集落排水事業特別会計	0	
	⑪ 浄化槽事業特別会計	0	
エ	標準財政規模	45,588,838	臨時財政対策債発行可能額を含む

(単位：％)

オ 連結実質赤字比率	—
------------	---

注：連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率 オ} = \frac{\text{連結実質赤字額 (ア + イ + ウ)}}{\text{標準財政規模 エ}}$$

○ 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源等額)	8,254,866	繰上償還額及び満期一括償還 地方債の元金を除く
イ 準元利償還金	4,145,327	公営企業に要する地方債償還 充当繰入金等
ウ 元利償還金又は準元利償還金に充てら れる特定財源	2,008,907	
エ 基準財政需要額に算入された公債費及 び準公債費	7,178,941	災害復旧費等に係る基準財政 需要額等
オ 標準財政規模	45,588,838	臨時財政対策債発行可能額を 含む

(単位：％)

カ 実質公債費比率（単年度）	8.36333	令和３年度 7.99787 令和４年度 8.77881
キ 実質公債費比率（３か年平均）	8.3	

【算定式】

$$\text{実質公債費比率（単年度）カ} = \frac{(\text{ア} + \text{イ}) - (\text{ウ} + \text{エ})}{\text{オ} - \text{エ}}$$

○ 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	66,947,404	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	586,345	
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	25,898,339	下水道事業会計等への繰入見込額
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	4,991,589	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合等
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	11,823,888	一般会計等対象職員(市長部局、教育委員会等)
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	8,325	笛吹川沿岸土地改良区
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	21,653,157	財政調整基金、甲府市土地開発基金等
コ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	13,426,580	都市計画税、住宅使用料等
サ 地方債の償還額等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	69,169,504	
シ 標準財政規模	45,588,838	臨時財政対策債発行可能額を含む
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	7,178,941	

(単位：%)

セ 将来負担比率	15.6
----------	------

【算定式】

$$\text{将来負担比率 セ} = \frac{(\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}) - (\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ})}{\text{シ} - \text{ス}}$$

(2) 資金不足比率の状況

(単位：％)

区 分	令和5年度	経営健全化基準
甲府市地方卸売市場事業会計	—	20.0
甲府市病院事業会計	—	
甲府市下水道事業会計	—	
甲府市水道事業会計	—	
甲府市簡易水道等事業会計	—	
甲府市農業集落排水事業特別会計	—	
甲府市浄化槽事業特別会計	—	

各会計については、資金不足が生じないため算定されない。

なお、資金不足比率の詳細は次のとおりである。

○ 法適用企業

①資金不足額

(単位：千円)

区 分	流動負債から控除企業債等の額を除いたもの A	建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高 B	流動資産から控除財源等の額を除いたもの C	解消可能資金不足額 D	資金不足額 (△(マイナス)の場合は資金剰余額) E (A+B-C-D)
水道事業会計	998,644	0	6,755,249	0	△5,756,605
病院事業会計	1,043,605	359,894	1,804,959	0	△401,460
地方卸売市場事業会計	84,833	0	297,311	0	△212,478
下水道事業会計	783,548	0	3,970,982	0	△3,187,434
簡易水道等事業会計	18,496	0	47,075	0	△28,579

②事業の規模

(単位：千円)

区 分	営業収益の額 F	受託工事 収益の額 G	事業の規模 H (F - G)	備 考
水道事業会計	4,319,469	33,746	4,285,723	
病院事業会計	7,824,103	0	7,824,103	
地方卸売市場事業会計	216,788	0	216,788	
下水道事業会計	3,878,523	0	3,878,523	
簡易水道等事業会計	3,430	0	3,430	

③資金不足比率

(単位：%)

水道事業会計	—
病院事業会計	—
地方卸売市場事業会計	—
下水道事業会計	—
簡易水道等事業会計	—

注：資金不足がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{資金不足比率 ③} = \frac{\text{E 資金不足額}}{\text{H 事業の規模}}$$

○ 法非適用企業

①資金不足額

(単位：千円)

区 分	歳出額 A	建設改良費以 外の経費に充 てるために起 こした地方債 の現在高 B	歳入額 C	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	資金不足額 (△(マイナス)の 場合は資金剰余額) E (A+B-(C-D))
農業集落排水事業特別会計	29,272	0	29,272	0	0
浄化槽事業特別会計	31,239	0	31,239	0	0

②事業の規模

(単位：千円)

区 分	営業収益の額 F	受託工事 収益の額 G	事業の規模 H (F－G)	備 考
農業集落排水事業特別会計	5,455	0	5,455	
浄化槽事業特別会計	7,009	0	7,009	

③資金不足比率

(単位：%)

農業集落排水事業特別会計	—
浄化槽事業特別会計	—

注：資金不足がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{資金不足比率 ③} = \frac{\text{E 資金不足額}}{\text{H 事業の規模}}$$

む す び

令和５年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、赤字あるいは資金不足が発生していないため算定されない。

実質公債費比率は8.3%で、前年度に比べ0.3ポイントの増、将来負担比率は15.6%で、前年度に比べ8.6ポイントの減となり、いずれも早期健全化基準を下回っている。

なお、総務省から令和５年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）は発表されていないが、令和４年度の全国市区町村における実質公債費比率の平均は5.5%で、将来負担比率の平均は8.8%である。

令和５年度健全化判断比率及び資金不足比率を審査した結果、主な意見は次のとおりである。

- 令和５年度においては、一般会計等の実質赤字比率と、一般会計等に公営事業会計を含めた連結実質赤字比率は、いずれも赤字が生じていなかった。また、実質公債費比率は8.3%で令和４年度よりも0.3ポイント上昇しているものの、将来負担比率は15.6%で令和４年度よりも8.6ポイント低下している。

こうした状況を踏まえ、プライマリーバランスの黒字化を維持する中で、公共施設アセットマネジメント等を考慮した中長期的な視点に立ち、健全な財政運営の維持に努めること。

2 病院事業会計の資金不足比率は、新型コロナウイルス感染症に関連した補助金の増加などにより一時的な改善が見られるが、経営分析においては、給与費対医業収益比率が類似病院平均値を上回るなど様々な指標が悪化していることから、病院と一体となって経営改善に取り組むこと。

(参考) 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

(単位：％)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
実 質 赤 字 比 率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	8.3	8.0	7.6
将 来 負 担 比 率	15.6	24.2	41.6
資 金 不 足 比 率	—	—	—

注：赤字額及び資金不足額がない場合は、「—」を記載している。